

# 子供を事故から守る環境づくり促進事業

公募に関するお問い合わせへの回答（2026 年 7 月 15 日時点）

## 1. 申請について

**Q.1 研究区分、製品開発・改良区分の両区分において申請可能か。**

A.1 本事業の申請は、同一年度において、一研究者または一企業につき 1 件までとしています。どちらかの区分を選択して申請してください。

**Q2. 事業期間中に東京都が実施する別事業（アワード等）へ申請することは可能か。**

A2. 本事業の申請時に、既に事業が完了しているものは対象となりません。本事業での共同開発での改良要素などを盛り込んだ申請内容としてください。ただし、改良前の製品でアワード等に申請することは可能です。

また、別事業での申請時には、申請内容と同一のテーマ、内容について助成金や奨励金を受けることはできません。同時の申請は可能ですが申請状況を申告いただいた上で、両方採択された場合は、いずれか一方の補助金のみ受給可能です。ただし、補助対象経費を明確に区分できる場合は、この限りではありません。

**Q3. 第 1 号様式として提供されている Excel ファイルは編集可能か。**

A3. 第 1 号様式のエクセルファイルについては、原則として事務局提供様式の基本構成や項目は変更せずにご使用ください。ただし、欄が不足する場合は、体裁や確認項目を損なわない範囲で行を追加するか、「別紙参照」と記載の上、補足資料を添付ください。

**Q4. 「2-2 産業財産権」シートについて、知見創出が目的となる研究区分において、類似特許の選考技術調査という考えが適さない分野もあると思われるが、そのような際には空欄でもよいか。**

A4. 「2-2 産業財産権」シートについて、研究の性質上、類似特許の先行技術調査という考え方がなじまない場合は、空欄とするのではなく、「該当なし」やその理由を簡潔にご記載いただくのが望ましいです。

**Q5-1. 申請時に共同研究契約を締結済みの必要はあるか。（7 月 15 日追記）**

A5-1. 本事業への申請時点での、共同研究契約または共同開発契約の締結は不要です。募集要項では、代表機関の役割として「交付決定後、グループ構成企業と本事業の実施に係る契約を締結する」としておりますので、交付決定後速やかに締結を行うこととしてください。交付決定後、締結状況の確認のため、事務局より契約内容について確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、申請準備にあたり、参加する機関の間で必要に応じて秘密保持契約などを結ぶことを妨げるものではありません。

**Q5-2. 採択後、共同研究契約の締結にあたり、契約締結期間は本事業と同じく「3年間」とすべきか。もしくは「1年ごと、都度、期間延長」の形でも問題はないか。(7月15日追記)**

A5-2. 本事業の交付決定は毎年度行われるため、契約期間については年度ごとの契約とすることを想定しています。ただし、本事業は事業実施期間を通じた連携を前提に採択を行うため、事業実施期間中は共同で事業に臨むことを基本合意事項として盛り込んでください。

## **2. 補助対象について**

**Q6. 日本国外の大学に所属しているが、日本企業との共同研究体制を構築した上で応募する場合、本事業の対象となる可能性はあるか。**

A6. 研究区分での本事業への申請にかかる代表機関は都内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第83条の2に規定する専門職大学、同法第97条に規定する大学院、同法第99条第2項に規定する専門職大学院及び同法第108条第3項に規定する短期大学となります。

そのため、日本国外の大学は代表機関となることはできません。ただし、（東京都内に研究拠点、キャンパス等がある）日本国内大学を代表機関とし、そのグループ内に海外大学が入ることは問題ございません。

また、製品開発・改良区分についても、都内に本社・支社等がある中堅・中小企業を代表機関とし、そのグループ内に海外大学が入ることは問題ございません。

**Q7. グループの構成員としてNPO法人の参画は問題ないか。また、NPO法人が経費の支出を行うことは可能か。**

A7. 代表機関と必須の構成員の要件を満たした上で、追加の構成員としてNPO法人が連携先等として参画することは可能です。

申請書に記載された各構成員の役割や、補助対象経費の支出内容等について審査を行いますので、

それらが分かるように明確に記載してください。その上で、妥当性が認められる場合は、連携先の NPO 法人が経費の支出を行うことは可能です。

**Q8. 研究テーマが子供の事故予防を直接の対象としていない場合であっても（メンタルヘルス領域の研究など）、子供の事故予防や安全な環境づくりとの関連性が認められる場合、本事業の対象となり得るか。**

A8. 研究領域については、子供の事故予防や安全な環境づくりとの関連性や妥当性等を申請書類に基づき、審査委員会において審査いたします。審査の観点については、募集要項をご確認ください。（参照：募集要項「8.2. 審査項目・基準」）

### **3. 事業期間中の制限について**

**Q9. 研究過程の中で企業が製品の販売をしてもよいか。**

A9. 研究区分においては、子供に安全な製品づくりにつながる知見の創出を目的としているため、補助対象事業の成果となる商品の販売は想定していません。

製品開発・改良区分においては、改良の場合は、改良前の製品を販売することは問題ありません。開発の場合は、補助対象事業の成果を活用した製品の販売は、事業実施期間終了後から可能となります。事業実施期間中の販売は不可です（実証・評価目的等のテスト販売も含む）。ただし、ユーザーテストとして試作品を無償貸与又は提供することは可能です。

**Q10. 事業実施期間の途中で製品開発を完了し、実績報告・検査まで完了した場合、事業実施期間中であっても販売を開始してよいか。（7月15日追記）**

A10. 募集要項9に記載のとおり、実績報告を提出いただき、都から補助金額の確定を通知後に販売を開始することは可能です。なお、補助金額の確定には一定の時間を要する場合があるほか、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合、追加の対応を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

**Q11. 本事業の補助金を活用して装置等を購入・開発した場合、その機器は本研究で使用することはもちろんのこと、他の研究や事業活動にも制限なく使用できると考えても問題ないか。**

A11. 補助事業により取得した財産については、当該補助事業の遂行に必要な範囲での使用が原則となります。

また、取得価額が50万円以上の財産については、募集要項9.3「補助金交付後の対応（4）取得財産の管理等」に記載のとおり、減価償却資産の耐用年数以内に目的外使用、譲渡、交換、貸付又は

担保提供を行う場合、事前に都の承認が必要となります。具体的な取扱いには取得財産の内容や利用形態により異なるため、他用途での利用を予定している場合は事前に事務局へご相談ください。

**Q12. 金型を作る費用は機械装置・工具器具費に含まれるか。(7月15日追記)**

A12. 試作品を製作するための試作金型は、機械装置・工具器具費に含めることが可能です。ただし、生産・量産用の金型の導入費は対象となりません。

**Q13. 新製品のモニター参加者への謝金は、補助対象経費に該当するか。また、該当する場合、報告内容や証憑書類はどのような対応が必要か。(7月15日追記)**

A13. モニター調査については、マーケティングを業とする事業者に依頼する場合、開発した試作品を特定のユーザーに無償貸与し、一般公開せずに実施するテスト・評価に要する経費について、委託・外注費への計上が可能です。この場合、他の経費項目と同様に、事業に要したことがわかる支払い証跡等を実績報告時にご提出ください。

事業に要したことが確認できる書類例：

- ① 実施後のモニター実施報告書（概要・成果）
- ② モニター参加者一覧（氏名、支払日、謝金額等の参加がわかる情報（なお、氏名については匿名化IDでも可））
- ③ 支払証拠書類（銀行振込、領収書、受領書）

なお、マーケティング会社に委託しない場合も、アンケート結果や取得したデータ等から支出先及び支出内容の妥当性が確認出来る場合は、補助対象経費とします。その際も同様に、事業に要したことが確認できる書類をご提出ください。

## **4. 納品について**

**Q14. アプリ開発の場合、どういう形式で開発した製品を納品すればよいか。**

A14. 開発された製品の納品物については、採択された内容や成果物の性質に応じて個別に判断することとなるため、一律の形式を定めているものではありません。

基本的には、以下の点が対外的に説明可能な形で確認できる資料等の提出が必要となります。

- ・成果物が完成していること
- ・本事業により開発されたものであること

具体的な方法としては、動作状況が確認できる動画、実機又はデモ環境での確認、仕様書・設計資料等の提出などが想定されます。

**Q15. 発注した装置や部品等が、中東情勢等の外部の影響を受けて期間内に納品不可となった場合、どのように対応されることになるか。**

A15. やむを得ない外部要因により、発注済みの装置や部品等について納品遅延や調達困難が生じた場合は、速やかに事務局へご相談ください。募集要項上、事業計画の達成が困難となるおそれがある場合は、都への報告及び承認が必要となります。

また、原則として補助対象期間内に発注・納品・検収・支払等の必要な手続きが完了していない経費については補助対象外となります。

ただし、外部要因による事情など個別の状況等を踏まえて判断するため、納期遅延等が判明した時点で関連資料を保管の上、ご相談ください。

## **5. 業績評価委員会について**

**Q16. 研究区分において、募集要項 8.4（2）に記載の「概算払」が認められた場合も業績評価委員会は実施するのか。（7 月 15 日追記）**

A16. 募集要項 8.4（2）のとおり、都が概算払を認めた場合においても、各年度末に業績評価委員会を実施し、事業の進捗などを確認します。

その場合、募集要項 4-2「事業スキーム図」に記載の順番とは異なり、概算払いの後に、実績報告を基に業績評価委員会を実施することになります。